

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要
第2編 第9条 第1項 関係 8(1)イ(ロ)(注)1	第2編 第9条 第1項 関係 8(1)イ(ロ)(注)1	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止及び大規模小売店舗立地法の施行(平成12年6月)による引用部分に関する規定を整備した。
第2編 第9条 第1項 関係 8(1)イ(ロ)(注)2	第2編 第9条 第1項 関係 8(1)イ(ロ)(注)2	
第2編 第9条 第1項 関係 8(1)イ(ロ)(注)3	第2編 第9条 第1項 関係 8(1)イ(ロ)(注)3	
第2編 第9条 第1項 関係 20(1)	第2編 第9条 第1項 関係 20(1)	民法の一部改正により、成年後見制度が導入されること等に伴い、酒税法が一部改正されたことから、酒類小売業に係る経営姿勢及び販売体制の確認について規定を整備した。
第2編 第10条関係 1	第2編 第10条関係 1	民法の一部改正により、成年後見制度が導入されること等に伴い、酒税法が一部改正されたことから、酒類の製造及び販売業免許の申請者に関する人的要件について規定を整備した。
第8編 第58条 第1項 関係 1(2)	第8編 第58条 第1項 関係 1(2)	非訟事件手続法の一部改正(平成11年12月)による引用部分の清算人不適格者について規定を整備した。
第8編 第86条の5 1 (1)へ	第8編 第86条の5 1 (1)へ	エクス分を表示する場合の単位について規定を整備した。
第8編 第86条の5 1 (1)ト(ハ)	第8編 第86条の5 1 (1)ト(ハ)	エクス分を表示する場合に用いる文字の種別について規定を整備した。
第8編 第86条の5 1 (1)ル	第8編 第86条の5 1 (1)ル	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正(平成12年3月)によりエクス分を表示することとなったみりんとの区分を明確にした。
第8編 第86条の5 1 (2)イ(ホ)B	新設	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正(平成12年3月)によりエクス分を表示することとなった

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要
第8編 第86条の5 1 (2)イ(ホ)C(B)	第8編 第86条の5 1 (2)イ(ホ)B(B)	みりん及びその他の雑酒について、その表示方法を規定した。 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正(平成12年3月)により税率適用区分の表示を要しないこととなったその他の雑酒について規定を整備した。
第8編 第86条の5 1 (2)イ(ホ)D	新設	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正(平成12年3月)によりその性状がみりに類似する旨を表示することとなったその他の雑酒について、その表示方法を規定した。

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第 2 編 酒税法関係</p> <p>第 9 条 酒類の販売業免許</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1 ~ 7 (省略)</p> <p>8 酒類販売業免許等の区分及びその意義</p> <p style="padding-left: 2em;">酒類販売業免許等(法第 9 条《酒類の販売業免許》の規定に基づき酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者に対して税務署長が付与する免許をいう。以下同じ。)の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p style="padding-left: 2em;">酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することを認められる次の免許をいう(営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。)</p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p style="padding-left: 2em;">酒類小売業免許とは、消費者又は料飲店営業者(酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。)に対して酒類を継続的に小売することが認められる次の免許をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">(注) 酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第 11 条《免許の条件》に基づき、酒類の販売は小売販売に限る旨の条件を付されている酒類販売業免許である。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 大型店舗酒類小売業免許</p>	<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第 2 編 酒税法関係</p> <p>第 9 条 酒類の販売業免許</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1 ~ 7 (徳左)</p> <p>8 酒類販売業免許等の区分及びその意義</p> <p style="padding-left: 2em;">酒類販売業免許等(法第 9 条《酒類の販売業免許》の規定に基づき酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者に対して税務署長が付与する免許をいう。以下同じ。)の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p style="padding-left: 2em;">酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することを認められる次の免許をいう(営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。)</p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p style="padding-left: 2em;">酒類小売業免許とは、消費者又は料飲店営業者(酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。)に対して酒類を継続的に小売することが認められる次の免許をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">(注) 酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第 11 条《免許の条件》に基づき、酒類の販売は小売販売に限る旨の条件を付されている酒類販売業免許である。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 大型店舗酒類小売業免許</p>

改 正 後	改 正 前
<p>大型店舗酒類小売業免許とは、百貨店又はその他の大型小売店舗（以下これらを「大型店舗」という。）において酒類を小売することができる免許をいう。</p> <p>（注）1 「百貨店」とは、<u>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）第2条《定義》第2項に規定する大規模小売店舗（当該大規模小売店舗内において、小売業を営む店舗を含む。）で日本百貨店協会に加盟している店舗のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>2 「その他の大型小売店舗」とは、<u>大店立地法第2条《定義》第2項に規定する大規模小売店舗で、店舗面積が10,000㎡以上の建物内において、小売業を営む店舗（百貨店を除く。）をいう。</u></p> <p>3 店舗面積とは、<u>大店立地法第5条《大規模小売店舗の新設に関する届出等》第1項の規定により、大規模小売店舗の新設をする者が届け出た大規模小売店舗内の店舗面積の合計（免許処分時において、同法第6条《変更の届出》、第8条《都道府県の意見等》又は第9条《都道府県の勧告等》に規定する届出が行われているときは、当該届出後のものとする。）をいう（以下同じ。）</u></p> <p>9～19 （省略）</p> <p>20 酒類小売業に係る経営姿勢及び販売体制の確認</p>	<p>大型店舗酒類小売業免許とは、百貨店又はその他の大型小売店舗（以下これらを「大型店舗」という。）において酒類を小売することができる免許をいう。</p> <p>（注）1 「百貨店」とは、<u>大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「大店法」という。）第2条《定義》第2項に規定する大規模小売店舗（当該大規模小売店舗内において、小売業を営む店舗を含む。）で日本百貨店協会に加盟している店舗のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>2 「その他の大型小売店舗」とは、<u>大店法第2条《定義》第2項に規定する大規模小売店舗で、店舗面積が10,000㎡以上の建物内において、小売業を営む店舗（百貨店を除く。）をいう。</u></p> <p>3 店舗面積とは、<u>大店法第5条《大規模小売店舗における小売業者の届出》第1項の規定により、各小売業者が届け出た店舗面積（免許処分時において、同法第6条《開店日の繰上げ等の届》、第7条《変更勧告》又は第8条《変更命令》に規定する届出、勧告又は命令が行われているときは、当該届出、勧告又は命令後のものとする。）と通路その他の共用部分に相当する面積を合計した面積をいう（以下同じ。）</u></p> <p>9～19 （同左）</p> <p>20 酒類小売業に係る経営姿勢及び販売体制の確認</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>申請者、申請者の法定代理人（酒類の販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。）申請者又は申請者の法定代理人が法人である場合はその役員及び申請販売場の支配人（以下、申請者等という。）が未成年者飲酒防止に係る適切な酒類の販売を行う者又は販売従事者に対し未成年者飲酒防止に係る適切な指導を行う者であるかどうかについて確認する。</u></p> <p>（注）（省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>21～24 （省略）</p> <p>第2項関係 （省略）</p> <p>第10条 免許の要件</p> <p>酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請があったときは、法第10条《免許の要件》各号の要件を満たしている場合に限り免許を付与する。</p> <p>1 申請者に関する人的要件</p> <p>申請者に関する人的要件は、申請者については法第10条《免許の要件》第1号から第8号まで、申請者の法定代理人（<u>酒類の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。以下同じ。</u>）申請者若しくは申請者の法定代理人が法人である場合は<u>その役員又は申請製造場若しくは申請販売場の支配人</u>については法第10条第1号、第2号、第7号及び第8号の規定に該当しないこと並びに申請者の経営の基礎が確立していることとする。</p> <p>2～10 （省略）</p> <p>第2号～第12号関係 （省略）</p> <p>第28条 未納税移出</p> <p>第1項関係</p> <p>1～10 （省略）</p> <p>11 「税率の適用区分」等の意義</p> <p>法第28条《未納税移出》第7項、法第30条の2</p>	<p>(1) <u>申請者、申請者の法定代理人、申請法人の役員及び申請販売場の支配人（以下、申請者等という。）が未成年者飲酒防止に係る適切な酒類の販売を行う者又は販売従事者に対し未成年者飲酒防止に係る適切な指導を行う者であるかどうかについて確認する。</u></p> <p>（注）（同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>21～24 （同左）</p> <p>第2項関係 （同左）</p> <p>第10条 免許の要件</p> <p>酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請があったときは、法第10条《免許の要件》各号の要件を満たしている場合に限り免許を付与する。</p> <p>1 申請者に関する人的要件</p> <p>申請者に関する人的要件は、申請者については法第10条《免許の要件》第1号から第8号まで、申請者の法定代理人、<u>申請法人の役員</u>又は申請製造場若しくは申請販売場の支配人については法第10条第1号、第2号、第7号及び第8号の規定に該当しないこと並びに申請者の経営の基礎が確立していることとする。</p> <p>2～10 （同左）</p> <p>第2号～第12号関係 （同左）</p> <p>第28条 未納税移出</p> <p>第1項関係</p> <p>1～10 （同左）</p> <p>11 「税率の適用区分」等の意義</p> <p>法第28条《未納税移出》第7項、法第30条の2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、法第30条の3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、令第33条《未納税移出の承認申請》、令第34条《未納税移出が認められるために必要な申告書の添付書類等》及び令第35条《未納税引取》から令第38条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》までに規定する「税率の適用区分」とは、次の区分をいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 発泡酒については法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号のイの(1)、(2)及び(3)の区分 (注) <u>措置法第87条の4</u>《発泡酒に係る酒税の税率の特例》の適用を受けたものについては、同条第1号、第2号及び第3号の区分をいう。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>12～14 (省略)</p> <p>第2項～第6項関係 (省略)</p> <p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p><u>第87条の3</u> <u>みりん等に係る酒税の税率の特例</u></p> <p><u>第87条の4</u> <u>発泡酒に係る酒税の税率の特例</u></p> <p><u>第87条の5</u> <u>外航船等に積み込む酒類の免税</u></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 外航船等に積み込む酒類の免税の取扱い <u>措置法第87条の5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による外航船等に船用品等として積み込む酒類については、法第29条《輸出免税》の規定が適用されるものであるから留意する。</p> <p>3 外航船等への積込みの承認の取扱い</p> <p>(1) 承認申請書の様式等 <u>措置令第45条の2</u>《酒類等の外航船等への積込</p>	<p>《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、法第30条の3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、令第33条《未納税移出の承認申請》、令第34条《未納税移出が認められるために必要な申告書の添付書類等》及び令第35条《未納税引取》から令第38条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》までに規定する「税率の適用区分」とは、次の区分をいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 発泡酒については法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号のイの(1)、(2)及び(3)の区分 (注) <u>措置法第87条の3</u>《発泡酒に係る酒税の税率の特例》の適用を受けたものについては、同条第1号、第2号及び第3号の区分をいう。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>12～14 (同左)</p> <p>第2項～第6項関係 (同左)</p> <p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>(新設)</p> <p><u>第87条の3</u> <u>発泡酒に係る酒税の税率の特例</u></p> <p><u>第87条の4</u> <u>外航船等に積み込む酒類の免税</u></p> <p>1 (同左)</p> <p>2 外航船等に積み込む酒類の免税の取扱い <u>措置法第87条の4</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による外航船等に船用品等として積み込む酒類については、法第29条《輸出免税》の規定が適用されるものであるから留意する。</p> <p>3 外航船等への積込みの承認の取扱い</p> <p>(1) 承認申請書の様式等 <u>措置令第45条の2</u>《酒類等の外航船等への積込</p>

改 正 後	改 正 前
<p>みの承認》第1項に規定する申請書の様式は、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第21条の2《船用品又は機用品の積込みの手続》第1項又は第2項の規定による申告書を使用することとし、次の事項を付記させる。</p> <p>なお、上記の承認申請書は、積み込もうとする酒類が、内国貨物である場合は3通を、外国貨物である場合は4通を、それぞれ提出させる。</p> <p>イ 措置法第87条の5《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認の申請をする旨</p> <p>ロ・ハ （省略）</p> <p>(2) 承認の基準</p> <p>措置法第87条の5《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、原則として、措置規則第34条《酒類の数量の計算方法》に規定する数量に、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数を乗じた数量による。ただし、外国におけるレセプション等の催しのため消費量が多く、当該数量では不足するものと認められる等特殊な事情がある場合には、その実情を勘案して実情に則した積込み数量を決定する。</p> <p>(3) 積み込み酒類の選択</p> <p>措置法第87条の5《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けて、外航船等に積み込もうとする酒類の種類は、措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》の規定による数量の範囲内において、外航船等の運航者が自由に選択して差し支えない。</p> <p>(4) 包括承認の取扱い</p> <p>措置法第87条の5《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、外航船等に酒類を積み込もうとする都度与えることを原則とするが、機用品で積み込みの都度手続することが困難な事情がある場合には、便宜航空会社ごとに1か月分の所要数量について包括して承認を与える</p>	<p>みの承認》第1項に規定する申請書の様式は、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第21条の2《船用品又は機用品の積込みの手続》第1項又は第2項の規定による申告書を使用することとし、次の事項を付記させる。</p> <p>なお、上記の承認申請書は、積み込もうとする酒類が、内国貨物である場合は3通を、外国貨物である場合は4通を、それぞれ提出させる。</p> <p>イ 措置法第87条の4《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認の申請をする旨</p> <p>ロ・ハ （同左）</p> <p>(2) 承認の基準</p> <p>措置法第87条の4《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、原則として、措置規則第34条《酒類の数量の計算方法》に規定する数量に、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数を乗じた数量による。ただし、外国におけるレセプション等の催しのため消費量が多く、当該数量では不足するものと認められる等特殊な事情がある場合には、その実情を勘案して実情に則した積込み数量を決定する。</p> <p>(3) 積み込み酒類の選択</p> <p>措置法第87条の4《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けて、外航船等に積み込もうとする酒類の種類は、措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》の規定による数量の範囲内において、外航船等の運航者が自由に選択して差し支えない。</p> <p>(4) 包括承認の取扱い</p> <p>措置法第87条の4《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、外航船等に酒類を積み込もうとする都度与えることを原則とするが、機用品で積み込みの都度手続することが困難な事情がある場合には、便宜航空会社ごとに1か月分の所要数量について包括して承認を与える</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ことに取り扱っても差し支えない。</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>4 表示命令の取扱い</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 表示の方法等</p> <p>措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第4項の規定による表示の方法は、容器又は1包装ごとの外装の見やすい箇所に容易に識別できるような方法によって、<u>措置法第87条の5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る酒類である旨を明示させる。</p> <p>5 輸出されたことを証する書類の取扱い</p> <p>措置規則第36条《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》第2項に規定する「<u>法第87条の5</u>第1項の承認を受けた事実を証する書類」は、令第36条《輸出明細書》の規定による輸出されたことを証する書類（輸出申告書付表）に、次の事項を付記する方法によって提出させることに取り扱う。</p> <p>(1) <u>措置法第87条の5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る承認年月日、承認番号、申請者の住所及び氏名又は名称並びに積込みの指定期間</p> <p>(2) 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第3項後段の規定により指定期間の延長の承認を受けた場合は、(1)の事項のほか、当該延長承認に係る(1)の事項</p> <p>なお、輸出されたことを証する書類の税関長に対する交付申請に当たっては、<u>措置法第87条の5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認書を添付させる。</p> <p>6 積み込み承認書の写しの取扱い</p> <p><u>措置法第87条の5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けた者が酒類を外航船等に積み込む場合に、当該外航船等の船長等に当該酒類等が現存する期間中は、常時税関職員に提示できるように、当該外航船等内において船長等に</p>	<p>ことに取り扱っても差し支えない。</p> <p>(5)・(6) (同左)</p> <p>4 表示命令の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 表示の方法等</p> <p>措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第4項の規定による表示の方法は、容器又は1包装ごとの外装の見やすい箇所に容易に識別できるような方法によって、<u>措置法第87条の4</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る酒類である旨を明示させる。</p> <p>5 輸出されたことを証する書類の取扱い</p> <p>措置規則第36条《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》第2項に規定する「<u>法第87条の4</u>第1項の承認を受けた事実を証する書類」は、令第36条《輸出明細書》の規定による輸出されたことを証する書類（輸出申告書付表）に、次の事項を付記する方法によって提出させることに取り扱う。</p> <p>(1) <u>措置法第87条の4</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る承認年月日、承認番号、申請者の住所及び氏名又は名称並びに積込みの指定期間</p> <p>(2) 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第3項後段の規定により指定期間の延長の承認を受けた場合は、(1)の事項のほか、当該延長承認に係る(1)の事項</p> <p>なお、輸出されたことを証する書類の税関長に対する交付申請に当たっては、<u>措置法第87条の4</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認書を添付させる。</p> <p>6 積み込み承認書の写しの取扱い</p> <p><u>措置法第87条の4</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けた者が酒類を外航船等に積み込む場合に、当該外航船等の船長等に当該酒類等が現存する期間中は、常時税関職員に提示できるように、当該外航船等内において船長等に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>直接保管させる。</p> <p>7 積換え等の場合の承認等の取扱い</p> <p>(1) 積換えの承認の取扱い</p> <p>措置法第87条の5《外航船等に積み込む酒類の免税》第2項(措置法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》第2項の規定を読み替え)の規定による積換えの場合の承認申請、承認の基準等の取扱いは、同条第1項の規定による積み込み承認の場合の取扱いを準用する。</p> <p>なお、機用品の積換えの場合において、同条第1項の規定による積み込み承認を包括して与えている場合は、積換え前後の場所が近接しており、同一運航会社の航空機に積み換えられる場合等で、かつ、税関長において監視取締り上特に支障がないと認めたときは、当該積換え承認についての手続を省略させても差し支えない。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>8・9 (省略)</p> <p>第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律関係</p> <p>第12条 船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税</p> <p>第1項関係</p> <p>1 本邦の船舶等の意義</p> <p>輸徴法第12条《船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税》第1項に規定する「本邦の船舶又は航空機」とは、日本国籍を有する船舶又は航空機をいうものとするが、外国籍の船舶又は航空機であっても、日本人が船主との契約によって船体だけを賃借(いわゆる裸よう船)し、日本人の船長又は乗務員を使用している場合等、実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められるものも含む。</p> <p>(注) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に積み込むための特定の酒類につい</p>	<p>直接保管させる。</p> <p>7 積換え等の場合の承認等の取扱い</p> <p>(1) 積換えの承認の取扱い</p> <p>措置法第87条の4《外航船等に積み込む酒類の免税》第2項(措置法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》第2項の規定を読み替え)の規定による積換えの場合の承認申請、承認の基準等の取扱いは、同条第1項の規定による積み込み承認の場合の取扱いを準用する。</p> <p>なお、機用品の積換えの場合において、同条第1項の規定による積み込み承認を包括して与えている場合は、積換え前後の場所が近接しており、同一運航会社の航空機に積み換えられる場合等で、かつ、税関長において監視取締り上特に支障がないと認めたときは、当該積換え承認についての手続を省略させても差し支えない。</p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>8・9 (同左)</p> <p>第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律関係</p> <p>第12条 船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税</p> <p>第1項関係</p> <p>1 本邦の船舶等の意義</p> <p>輸徴法第12条《船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税》第1項に規定する「本邦の船舶又は航空機」とは、日本国籍を有する船舶又は航空機をいうものとするが、外国籍の船舶又は航空機であっても、日本人が船主との契約によって船体だけを賃借(いわゆる裸よう船)し、日本人の船長又は乗務員を使用している場合等、実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められるものも含む。</p> <p>(注) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に積み込むための特定の酒類につい</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ては、<u>措置法第87条の5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定の適用があることに留意する。</p> <p>第8編 酒類行政法令関係</p> <p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第58条 清算等についての商法等の準用</p> <p>第1項関係</p> <p>1 清算人</p> <p>組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、組合法第58条《清算等についての商法の準用》第1項において準用する商法第417条《清算人の決定》の規定により、次に掲げる者が清算人となって清算を行う。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 総会において理事以外の者を選任したときは、その者(非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第138条《清算人不適格者》の規定により、未成年者、公権をはく奪された者又は公権を停止された者、裁判所において解任された者並びに破産者は、清算人となることができない。)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第86条の5 酒類の種類等の表示義務</p> <p>1 酒類の表示の取扱い等</p> <p>(1) 総則</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>へ アルコール分及び<u>エキス分</u>の表示</p> <p>アルコール分及び<u>エキス分</u>は、「度」又は「%」と表示する。</p>	<p>ては、<u>措置法第87条の4</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定の適用があることに留意する。</p> <p>第8編 酒類行政法令関係</p> <p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第58条 清算等についての商法等の準用</p> <p>第1項関係</p> <p>1 清算人</p> <p>組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、組合法第58条《清算等についての商法の準用》第1項において準用する商法第417条《清算人の決定》の規定により、次に掲げる者が清算人となって清算を行う。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 総会において理事以外の者を選任したときは、その者(非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第138条《清算人不適格者》の規定により、未成年者、<u>禁治産者及び準禁治産者</u>、公権をはく奪された者又は公権を停止された者、裁判所において解任された者並びに破産者は、清算人となることができない。)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>第86条の5 酒類の種類等の表示義務</p> <p>1 酒類の表示の取扱い等</p> <p>(1) 総則</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>へ アルコール分の表示</p> <p>アルコール分は、「度」又は「%」と表示する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ト 表示に用いる文字の種別</p> <p>表示義務事項を表示するために用いる文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、種別は次のとおりとする。</p> <p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 容器の容量、アルコール分、<u>エキス分及び(ロ)の税率適用区分の数字は、原則としてアラビア数字とする。</u></p> <p>チ～ヌ (省略)</p> <p>ル <u>みりん小売業免許を付与された食料品店等で販売されるみりんのエキス分の表示</u></p> <p><u>みりん小売業免許を付与された食料品店等で専ら調味料用として販売されるみりん(エキス分40度以上で、かつ、1,800ml以下の容器入りのものに限る。)</u>については、エキス分の表示を行うよう啓発する。</p> <p>ヲ (省略)</p> <p>(2) 酒類の種類等の表示の取扱い</p> <p>イ 酒類の容器に対する表示</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(ホ) 酒類の種類を表示以外の表示義務事項の表示</p> <p>次に掲げる酒類の種類を表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。</p> <p>A (省略)</p> <p>B <u>措置法第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》に該当するもののエキス分は、アルコール分と同様の方法で表示するものとする。ただし、同条第1号に該当するものについては「エキス分8度以上16度未満」、同条第2号に該当するものうち、アルコール分23度未満のものについては「エキス分8度未満」、アルコール分23度以上のものについては「エキス分16度未満」と表示することとしても差し支えな</u></p>	<p>ト 表示に用いる文字の種別</p> <p>表示義務事項を表示するために用いる文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、種別は次のとおりとする。</p> <p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 容器の容量、アルコール分及び(ロ)の税率適用区分の数字は、原則としてアラビア数字とする。</p> <p>チ～ヌ (同左)</p> <p>ル みりんのエキス分の表示</p> <p>食料品店等で専ら調味料用として販売される<u>エキス分40度以上のみりん</u>については、エキス分の表示を行うよう啓発する。</p> <p>ヲ (同左)</p> <p>(2) 酒類の種類等の表示の取扱い</p> <p>イ 酒類の容器に対する表示</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>(ホ) 酒類の種類を表示以外の表示義務事項の表示</p> <p>次に掲げる酒類の種類を表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。</p> <p>A (同左)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>い。</p> <p>C 税率適用区分の表示は、次による。</p> <p>(A) 発泡酒は、「麦芽使用率 %」又は措置法第87条の4《発泡酒に係る酒税の税率の特例》第1項第1号に該当するものについては「麦芽使用率50%以上」、同項第2号に該当するものについては「麦芽使用率25%以上50%未満」、同項第3項に該当するものについては「麦芽使用率25%未満」と表示する。ただし、同項第1号に該当するものについては「麦芽使用率 %以上」と表示することとしても差し支えない。</p> <p>(B) その他の雑酒（措置法87条の3に該当するものを除く。）は、法22条《課税標準及び税率》第1項第10号の八の(1)に該当するものについては「その他の雑酒①」、同号八の(2)に該当するものについては「その他の雑酒②」と表示する。</p> <p>D 措置法87条の3に該当するその他の雑酒の「法22条第1項第10号の八の(1)に掲げるものに該当する旨」の表示は、「その他の雑酒（みりん類似）」と表示する。</p> <p>E 発泡性を有する旨の表示は、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いる。</p> <p>(注)(省略)</p> <p>F 果実の実等の入った酒類に対する「容器の容量」の表示は、当該果実の実等を除いた正味の内容量をもって表示する。この場合、果実の実等の容量を併せて表示することとしても差し支えない。</p> <p>ロ～ニ (省略)</p>	<p>B 税率適用区分の表示は、次による。</p> <p>(A) 発泡酒は、「麦芽使用率 %」又は措置法第87条の3《発泡酒に係る酒税の税率の特例》第1項第1号に該当するものについては「麦芽使用率50%以上」、同項第2号に該当するものについては「麦芽使用率25%以上50%未満」、同項第3項に該当するものについては「麦芽使用率25%未満」と表示する。ただし、同項第1号に該当するものについては「麦芽使用率 %以上」と表示することとしても差し支えない。</p> <p>(B) その他の雑酒は、法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号の八の(1)に該当するものについては「その他の雑酒①」、同号八の(2)に該当するものについては「その他の雑酒②」と表示する。</p> <p>(新設)</p> <p>C (同左)</p> <p>D (同左)</p> <p>ロ～ニ (同左)</p>